

妊婦のための支援給付のご案内

(旧ていだっ子すくすく応援事業)

令和7年4月1日より、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から子ども・子育て支援法に「妊婦のための支援給付」が創設されました。

妊娠による心身の負担軽減を目的とした妊婦支援給付金を給付します。

妊娠がわかったら

★妊婦給付認定の申請

窓口にて申請(胎児心拍確認後に申請可)

妊婦給付認定後、5万円を給付します。

〈必要なもの〉

- ・妊娠を確認できる書類(親子健康手帳など)
- ・申請者(妊婦)本人を確認できる顔写真付きの書類
(マイナンバーカードや運転免許証、在留カードなど)
- ・受け取り口座の通帳やキャッシュカードの写し

★妊娠届出・親子健康手帳交付

妊娠届出書をもとに、妊婦さんと保健師等が面談します。

★妊娠7~8か月頃

出産準備や産後のことを具体的に考え始める時期の妊娠7~8か月ごろに、案内はがきを郵送いたしますのでアンケート回答をお願いします。

面談を希望される方は、保健師等が面談します。

※保健師等面談希望の場合：母子モアプリでの面談予約または電話予約

★胎児の数の届出

窓口にて申請(出産予定日8週間前の日以降届け可)

浦添市では、出産後の様子を確認し安心して子育てにつなげるため、**産後の申請を推奨しています。**ただし出産前の申請を妨げるものではありません。

(※新生児訪問を受けた方は胎児の数の届出は電子申請が可能です。)

審査後、妊娠している子どもの人数×5万円を給付します。

〈必要なもの〉

- ・妊娠を確認できる書類(親子健康手帳など)
- ・申請者(妊婦)本人を確認できる顔写真付きの書類
(マイナンバーカードや運転免許証、在留カードなど)
- ・受け取り口座の通帳やキャッシュカードの写し

出産したら

浦添市で安心して子育てができるよう、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)を行い、産後に利用できる制度や相談先などをお伝えします。

★新生児訪問(助産師訪問)

赤ちゃんの体重測定や母乳育児支援など子育ての相談に応じます。

〈申請方法〉

- ①親子健康手帳に添付されているピンクのはがきを郵送
または浦添市役所に出生届と一緒に提出
- ②電子申請または電話予約

※新生児訪問を希望されない場合は母子保健推進員の訪問があります。

※妊婦支援給付金の受け取り口座は妊婦ご本人様の口座のみとなります。

※妊娠が継続しなかった場合も給付対象になります。

※妊娠中に転出した場合は、転出先で再度妊婦給付認定が必要になります。



《問い合わせ先》

浦添市 こども家庭センター(こども家庭課 母子保健係)

☎：098-876-6825